

期し地を若山第一避病舎の北部山中に卜して之れが築營を企畫し大正二年四月六日を以て之れが竣成を告げたり

### 第十一章 交通

**第一節 道路** 明治三十一年より同三十二年に亘りて、東双岩を貫通するところの卯之町八幡濱間の假定縣道の改修あり、我が村内の一部に始めて車馬の通行を見たり、之れと同時に釜倉より笠置峠を越えて卯之町に達する舊道は人馬の往來漸く稀れなるに至れり、されどこの縣道たるやその利便に浴する部分極めて狭小にして、各部落にその支線を通ずるを得て始めて之れが利便に與かるべきものにつき、明治三十五年を以つて里道改修の計畫を立て、先づ第一神山村とその境界を接する縣道の一点より布喜川、横平を貫ぬき、和泉の一部分を経て三瓶村に達する里道を開き、第二釜倉に於ける縣道の一点より釜倉、谷を通過し、三瓶線と會合せしめ、第三若山の一部を連絡する支線、第四中津川を連絡する支線、第五和泉を連絡する支線、第六鳴山を連絡する支線を通じ、斯くて村内を縦横に結合せんとし、その第一着手として布喜川道路を落成し、その後三十七八年戦役及び校舎副築等の爲めに一時工事を中止したりしも、更らに四十年より着々之れが改修に従ひ、今まや略ぼ豫期の成功を収めるに至れり、その成績次ぎの

如し

双岩里道改修落成表

(單位 厘)

年次	線路	區域	道市	延長	工費
三十五年	三瓶線	布喜川	九尺	九八八	六、三〇九、八二〇
四十年	中津川線	中津川	九尺	八三四	八、〇二一、七六〇
四十一年	三瓶線	和泉	十尺	七〇〇	五、六四五、四五〇
四十二年	笠置線	釜倉	十尺	六八〇	五、一五五、六五〇
四十三年	三瓶線	横平	十尺	七〇〇	九、七〇三、九七〇
四十四年	多田線	谷	十尺	六〇〇	五、一五五、六五〇
四十五年	鳴山線	鳴山	十尺	八五七	九、一七五、一四一
大正元年	卯之町線	和泉	十尺	六〇一	三、九二〇、四二四
大正四年	谷線	若山	九尺	九八七	六、六五三、九〇〇
三十五年	布喜川線	布喜川	六尺	一〇〇	一、二二五、九七三
					四〇三、八三三

全	四	全	全
年	年	卯之町線	三瓶線
三	多	同	和
瓶	田	釜	泉
線	線	倉	平
横	釜	同	和
平	倉	泉	平
十	十	十	十
尺	尺	尺	尺
四〇〇	四八〇	三、四二五、三六八	三、二二、九七〇
一、六三五	五、四〇〇	四、六一六、一三〇	一五、四〇〇、〇〇〇
六九	六九	五、〇五、六四〇	

**第二節 橋 梁** 中津川の流に架せる縣道に屬する石橋を双岩橋と稱す、長さ六間

二尺、幅二間三尺、人馬の往來絶えず、一日平均旅客七百人神人力車十台、客馬車十二台、荷馬車百五十台、貨車五十台、牛馬十五頭の通行あり、神山川の上流に架せる木橋を布喜川橋と稱す、長さ八間〇尺、幅一間三尺あり、影平川に架する石橋を双三橋と稱す、長さ三間五尺、幅二間一尺あり

**第三節 通 信** 明治十年頃若山、中津川、釜倉、和泉、布喜川等に郵便函の設置あり、その後四十年頃嶋山、横平等にも設置せられ大正三年谷にも設置を見たり、明治三十九年度より和泉、横平、嶋山等は穴井郵便局に屬せしがこれを不便となし、村會の決議を以つて内務大臣に意見書を提出し運動の結果明治四十一年度より八幡濱郵便局管轄に復し、毎日一回づ、郵便物の集配實施されつゝあり、但別郵配達電報に限り穴井局より配達せらるゝ規定なり

**第四節 里 程** 村役場所在地より主要市區に至る距離次ぎの如し

- 八幡濱一里二十七町 川之石三里十四町
- 宇和町三里三十三町 吉田町六里三十三町
- 宇和島町九里二十二町 大洲町四里六町
- 内子町七里二十町 長濱町八里二十六町
- 郡中町十六里 松山市十九里十一町

**第十二章 團 体**

- 一、日本赤十字社愛媛縣支部西宇和郡委員部双岩村分區 明治二十二年二名の會員を有せしが次第に之れを増加して目下特別會員二名、終身會員百七十二名、正會員八十名に達せり
- 二、愛國婦人會愛媛支部西宇和郡幹事部双岩村分區 明治三十六年に二名の會員ありしが次第に増加して現在會員特別會員一名、終身會員五十八名、通常會員三十八名に上ぼれり
- 三、日本海員救濟會愛媛支部西宇和郡委員部双岩村分區 明治三十三年五名の會員あり次第に會員を増し現下特別會員一名、終身會員七名、通常會員九名を有せり

- 四、大日本武徳會愛媛支部双岩村會員 明治二十八年四月數名の入會者あり、現今特別會員十六名、正會員三百四十四名あり
- 五、帝國在郷軍人會松山支部双岩村分會 明治三十七年双岩在郷軍人會を組織し、その後同四十三年十一月三日帝國在郷軍人會の設立あり、更めて同會松山支部双岩分會となる
- 六、西宇和郡兵事會双岩村支會 明治二十七年一月六日創立
- 七、愛媛縣農會西宇和郡農會双岩村農會 明治二十九年五月廿九日設置、現在會員八百二十四名
- 八、双岩青年會 明治四十四年一月一日創立、若山、中津川、釜倉、和泉、布喜川、谷、横平、嶋山等に支部を設く、現在會員二〇九名
- 九、双岩校友會 明治三十五年八月十五日創立、現在賛助會員四二名、正會員二七二名
- 十、嶋山報徳會 明治三十三年十二月十六日創立、最初十六名の會員を有せしが爾來會員を増加し一時三十五戸の小部落に三十二名の會員を有せり、その後病死他郷轉住の爲め二人を減じ目下三十名を有し現在善種金總額一千四百四十圓に達せり
- 十一、横平報徳會 明治三十四年一月創立、最初會員十二名に過ぎざりしが年と共に之れを増加し漸く隆盛を來たしたれば明治四十三年四月一日社團法人組織に革め勤

儉貯蓄風俗改善智徳涵養慈善公益を目的として定款を作り三年九月十二日内務大臣の許可を受け爾來着々目的の事業に向つて努力する處あり社運益々隆昌を加へ今や會員六十名の多きに達し土臺金百四十余圓善種金一千六百余圓貯金四千余圓を算するに至れり

十二、中津川信用購買販賣生産組合 明治四十四年五月二十五日設立、設立出願者七十四人にしてその後四十二名の加入ありて全部落之れに加入せる盛況にあり

### 第十三章 名勝舊跡

- 一、夫婦岩 若山 伊豫古蹟誌に曰く『若山邑有岩、曰夫婦岩、突兀而並立、大者高三丈八尺、小者三丈二尺、有奇取三名義偶立』
- 二、榮螺磯 和泉 奇巖奇景に富み、岩躑躅の名所として名高し、双岩八景の一つ、曰く螺磯の歸帆
- 三、笠置峠 釜倉 老松亂立、春風一路、宇和の沖田を見晴す景色いと美し、双岩八景の一つ、曰く笠置の夜雨
- 四、供養場 嶋山 海の眺め、山の眺め、ともにおもしろし、双岩八景の一つ、曰く供養の夕照
- 五、白嵩森 中津川 一名大窪山といふ、双岩八景の一つ、曰く白嵩の暮雪

六、富田池 布喜川 松杉兩三株、樹下に小祠あり、双岩八景の一つ、曰く富田の落雁  
七、田風阪 谷 麓に沿ふて田圃あり、溪流その間を銀蛇の如く逝く、双岩八景の一つ  
曰く田風の晴嵐

八、一宮社 横平 双岩八景の一つ、曰く一宮の秋月

九、禪興寺 若山 双岩八景の一つ、曰く禪興の晚鐘

一〇、欺冬石 布喜川 路の莖に髣髴たり、地上に露出する部分一丈ばかり、布喜の川  
の村名はこの岩に由来すといふ

一一、雨鼓山 若山 一に權現山といふ、山上の石槌權現社は文化九年の勸請也

一二、雨請峰 布喜川 近年新四國をこの山つゞぎに開き巡拜者少なからず、山頂の眺  
望非常に佳し

一三、若山城址 若山 宇和舊記に曰く「この城には三瀬若山殿と云ふ人被居候由、そ  
の子左衛門丞と申由」

一四、江之川城址 若山 宇和舊記に曰く「此城主井上江之川殿と申由、其子與左衛門  
と云よし、是は南方殿家老之由」、又た曰く「中西殿とて郷村に一人、江之川殿と

て若山村に一人、木戸伊賀殿とて川名津に一人、如斯三人家老有之由」

一五、權の守 嶋山 口碑に依るに「むかし長曾我部元親が飯野山の城を攻めた時に飯  
野山の城主がこの礮の下で殺されたさうだ、それで今までもこの礮の下には城主の

怨念が大蛇となつて生きて居る、さうしてその姿を見た者は必ず病氣になるさう  
だ」云々

一六、大峠 谷 有名なる疱瘡の神、青鷲神社の鎮座まませし跡なり、毎年陰曆二

月十九日にこゝに行はれたる大峠祭は非常に盛んなるものなりき

一七、躑躅尾森 和泉 三瓶神社の鎮座まませし遺跡なり

一八、御在所森 和泉 三瓶神社々傳記に曰く「人皇四十六代孝謙天皇ノ時秦權守春公  
神託ニ仍テ岩野郷熊崎村ノ高山ニ遷シ祀ル、此地ハ郷ノ西隅ニシテ西影平村、南朝  
立浦、東郷内村、北岩木村ノ境内ナル御在所森一名御座正森ナリ、蓋シ此名ハ遷坐  
後ノ稱ナラン、而シテ此所ニ鎮坐九百三十三年ナリ……人皇百六代正親町天皇ノ  
明德四年三瓶神靈ノ冥顯著シク祈願納アラザルナク神德普ク聞ヘ參拜ノ士女道路ニ  
櫛比シ御在所森ハ昇降織ル如シ、時ノ郷主三好貞春ハ山田村ニ居城ナリシヲ以テ同  
地一寶師森ニ勸請セリ」

一九、桶底 釜倉 三瓶神社々傳記に曰く「人皇百十代後光明天皇ノ慶安三年社地御在所  
所森ハ高峻ニシテ西南海ヲ望ミ東北郷内及岩木村ノ田疇或ハ街道ヲ枕ム而シテ神靈  
華麗ヲ嫌厭シ玉ヲ欺帆船暴ニ覆没シ或ハ赤白ノ手巾ヲ以テ頬覆セシ者俄ニ跌倒疵傷  
スルヲ以テ今ノ西宇和郡釜倉村ト谷村トノ堺界字桶底ヘ遷シ祀ル、爰ニ鎮座二十五  
年間ナリ」

二〇、圓教寺 中津川 雲松寺棟札に曰く『圓教本尊阿彌陀如來、同方丈庫裡、應願可得成就』云々

二一、觀音のお休み跡 中津川 口碑に依るに『むかし觀音様が御休みになつた跡ださうである、田の周圍には注連繩を張り、婦人は決してこの注連繩から内に入つてはいけない、』云々

二三、お姫様の墓 鳴山 口碑に依るに『むかし京都の或るお公卿さまのお姫様が癩病にかゝられたので、うつろ船に乗せられて流されなされたさうである、さうして陸地に着いて上がらうとなさるゝと、その邊の者が押し流し／＼するので、何うしてもお上がりなさることが出来なかつた、それでどう／＼白石浦に漂着されてお上がりになつたが、こゝでも多くの者から嫌はれて追拂はれなかつて、畢ひに鳴山に來て落ちつきなさることになつた、鳴山では之れに同情して、小屋まで立て、村養ひにしたので、お姫様は非常によろこばれて、この村へは永久に癩病の者の出來ないやうに守つてやると云つて、それから數年後の六月二十八日に死なれたさうだ、死なれるまでは毎日法華經を石に寫されたさうである』云々

二四、高野聖の墓 鳴山 口碑に曰く『むかし一人の高野聖がこの村に來てどまつた、その高野聖は澤山の金を持つて居たので、その金が欲しくなつて村の惡る者共が之れを殺した、さうするとその後高野聖の祟りがあつたので非常に後悔して五輪塔を

建て、その冥福を弔つたのである』云々

## 第十四章 人物小傳

一、長彌平太 長彌平太は三崎村地方の産にして、その父母彌平太を大工となさんと欲し、或る棟梁の家に之れを托す、然るに彌平太一向に大工の事を學ばず、毎日錐を以つて蠅を刺すことを稽古す、或る日八幡濱の庄屋淺井万兵衛に向つて曰く、私は今日より城下に出で、武士とならんと欲すと、万兵衛の曰く、貴様の如きなまけ者が武士になり得るならば乃公の一つしかなき首だが貴様に取らすべしと、彌平太曰く、諾、屹度お首を頂戴に上がるべしと、こゝに於いてその棟梁の家を飛び出し、城下に到つて一生懸命劍術をはげみ、やがて士分の株を買つて侍となり、劍道師範の肩書まで持つて歸り來たり、大いに万兵衛をいぢめたりといふ、彌平太釜倉村庄屋二宮七右衛門の女を娶り、晩年を同家に送り、文政十一年七月二十二日を以つて歿す、その墓笠置峠に在り

二、土居幸助 土居幸助は谷村の人にしてその身の丈け六尺にあまり頗る膂力を有しき、或る年庵の石垣を修繕せしとき彼れは四人を相棒にして大きな石を終日運搬せりといふ、彼れはまた俠骨に富み殊に辯舌に長じき、或る年、年貢米を納めんが爲めに城下に到たりしが、當時上納米は一般に四斗一升の制なりしも、時に四斗七

合までは之れを許されたることありき、彼れはこの理由を以つて四斗七合の制に之れを従はしめんとせしかど最初容易に當路者の容るゝところならざりき、かくて押問答の結果やがて大喧嘩となり『それでは止むを得ず矢野組一万石の百姓を引きつれ来て八幡積の草でもけづることにしたさう』と棄てせりふをなし、暗に百姓一揆を起すぞと威嚇するやさすがの當路者も彼れの大膽不敵に驚き遂にその言ひ分を容れたりといふ、その後にもしばしば年貢米をもつて城下に赴きしが、或る時自ら概を執つてこれを量らんとするや、これを監督せる役人の一人が『幸助このすみにまだ米が足らぬぞ』と曰ひつゝその指を樹の端に加えしに、彼れ之れを見るや大喝一聲『御邪魔なざるな』と呼び、同時に概を振つてこれをすり切り、鮮血ばたゝと筵の上にしたゝるを見しかど、彼れ冷然としてまた意に介せざるものゝ如かりしといふ、或る年また藩が竹上納を谷村に命せしことありしに、彼れは大役の者をしてこれを横に負はしめ、自らその先頭に立ち三々五々やがて城下に向つて入り込み、或ひは店の暖簾を突き破り、或はその門先をなで崩すなど亂暴狼藉を極めしかば、その翌春よりはこれが上納を免除せらるゝに至れりといふ、彼れは安政元年八月十四日八十餘の高齡を以つて歿せり

三、**和家貞規** 和家貞規は文化十一年十二月二十八日を以つて中津川に生まる、その通稱を波門太と呼び、その居に名付けて三樹園といふ、天保九年二月庄屋職を襲ぎ

在職三十有二年、國學を二宮祥貞、野田廣足、清家牧太等に就いて修め、生花を未生流宗元自然齋に就いて學べり、明治十四年五月を以つて隱居し、その後悠々自適、詠歌數千首に及ぶ、明治三十五年二月十七日病歿、その辭世に曰く『天津神國津御神のよはすらむ我は今日よりのぼり行なり』

四、**清水常紀** 天保五年七月十三日北宇和郡喜佐方村に生まる、父は清家佐治兵衛、幼名を由藏といふ、弘化三年正月若山清水齋兵衛養子となる、常紀第十大區五小區戸長、第十七大區五小區戸長、愛媛縣會議員、若山外四ヶ村用掛、若山外四ヶ村聯合會議員、西宇和郡勸業委員、西宇和郡所得稅調查委員、西宇和郡徵兵參事員、愛媛縣地方森林會議員等に歴任し地方に於ける名望最も高かりしが、明治四十一年十一月七日を以つて病歿せり、行年七十五

愛媛縣誌

四  
大正八年六月廿五日印刷  
大正八年六月三十日發行

大正八年六月廿五日印刷  
大正八年六月三十日發行

愛媛縣西宇和郡双岩村役場

印刷者 松山市魚町二丁目九番戸 福田文一郎

印刷所 松山市魚町二丁目二十七番戸 福田合名會社

384

83

8.9.13



終